
構 想 編

序 章 | 基本的事項

1 背景・目的

関ヶ原町は本州のほぼ中央、伊吹山地と養老山地、鈴鹿山脈の狭間にあり、古来より旧中山道（旧東山道）と旧北国街道、旧伊勢街道が交差する交通の要衝です。壬申の年（672）には壬申の乱の舞台となり、その後、不破関が設けられ、東西の分け目の地となりました。慶長5年（1600）には全国の武将が東軍・西軍に分かれて戦った、天下分け目の「関ヶ原の戦い」が行われ、徳川家康を総大将とした東軍が勝利した結果、徳川家による260余年の泰平の世が訪れました。この平和な時代を経て関ヶ原町は、戦いの地から、東西の文化を結ぶ地へと変化し、さまざまな交流を通じて発展してきました。

関ヶ原町では、これまで「関ヶ原町総合計画」をはじめ、景観に関わる計画としては「関ヶ原古戦場ランドデザイン」等を策定し、関ヶ原町のブランド力を活かした地域活性化と歴史資産の継承に向けて、ハード・ソフト両面の整備に加え、「古戦場のまち」にふさわしい景観への取組みを推進しています。一方で、全国では平成16年（2004）に制定された景観法により、国民共通の資産である良好な景観を整備および保全する方針が示され、景観行政団体が制定した景観計画に基づき、実行力を持った景観施策を行うことが可能となりました。こうしたなか、関ヶ原町は岐阜県の同意を得て、平成30年（2018）6月に「景観行政団体」となり、今後一層、地域の特色を活かした景観まちづくりの取組みを充実・発展させていくことが求められています。

これまでの取組みを踏まえて、関ヶ原町では住民・事業者・行政の協働により、景観まちづくりを総合的・計画的に取組み、また、住民が自らのまちに誇りと愛着をもち、多くの人にとって魅力的なまちをつくることを目的として、「関ヶ原町景観計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 意義

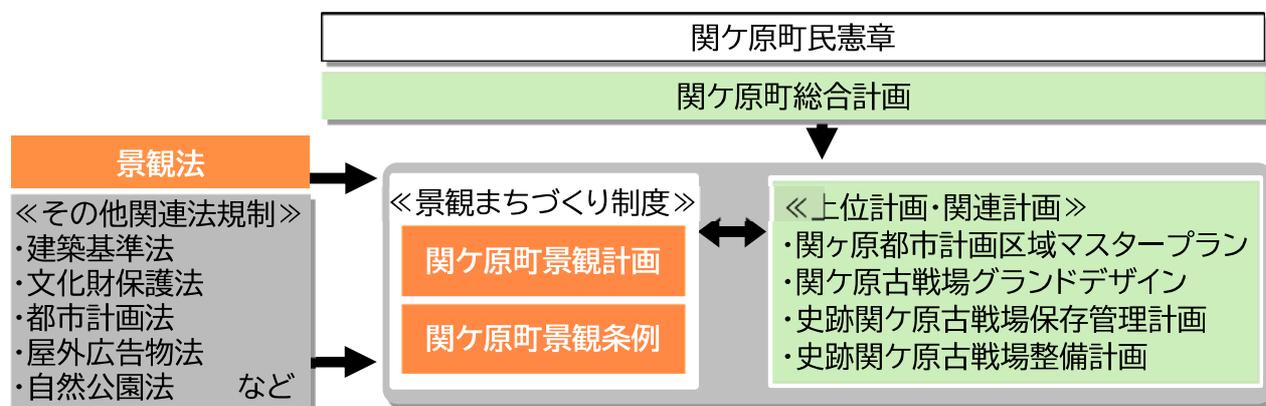
本計画は、住民・事業者・行政が協働し、地域の特性を活かした魅力ある景観をまもり、そだて、つくることによってまちづくりを行う「景観まちづくり」を推進するための方針やルールを体系的に示すものです。これによって、単に外観を良くするだけのものではなく、まちの活力の維持向上、すなわち、まちの価値の向上を図ります。

景観まちづくりとは、地域の景観が住民共有の資産となり、次代に引き継ぐに値する魅力的なものとなるように、住民・事業者・行政が協働して行う取組みです。

3 位置付け

本計画は、関ヶ原町総合計画に示す将来像「笑顔あふれ 活みなぎる 古戦場のまち せきがはら」の実現に向け、良好な景観形成の具体的な取組みを推進するため、景観法（平成 16 年（2004）6 月 18 日法律第 110 号）第 8 条の規定に基づき定めるものです。

また、本計画は関ヶ原町景観条例とともに景観まちづくり制度として運用し、関ヶ原古戦場グランドデザイン等の関連計画との連携を図ります。



4 計画期間

本計画の計画期間は、令和 3 年度（2021）から令和 22 年度（2040）までの 20 年間です。なお、計画内容は、概ね 10 年を目途に検証し、見直しを検討します。

5 景観の定義

■景観とは

「景観」とは、山並みや河川、町並み、人々の暮らし等、私たちが日頃接している風景や景色のことです。景観は目にみえるものだけでなく、自然、歴史、文化に伴う雰囲気等、私たちが感じるものも含まれます。

■良好な景観の効果とは

「良好な景観」とは、地域の歴史、文化や暮らしといった人々の営みの中でつくられる建築物や工作物が、河川、山並み、水田等の自然環境の中で調和し、地域ごとの特色や個性を有するものです。景観の感じ方には個人差がありますが、地域の歴史、文化、暮らしと景観との関係性を理解することで、良好な景観に対する共通認識をもつことができます。良好な景観は、地域にとって大切な共有資産であるとともに、来訪者にも魅力的で心地よい空間を提供します。

関ヶ原町では、歴史を感じられる景観整備や日常的な活動での良好な景観の形成により、まちの愛着や意識の向上等さまざまな効果が生まれています。



決戦地ののぼり・石碑



関ヶ原駅前のサイン



コスモス畑※
(関ヶ原もりあげ隊)



関ヶ原駅前観光交流館

※応募写真:きかせてください あなたのまち自慢(平成 31 年度)